

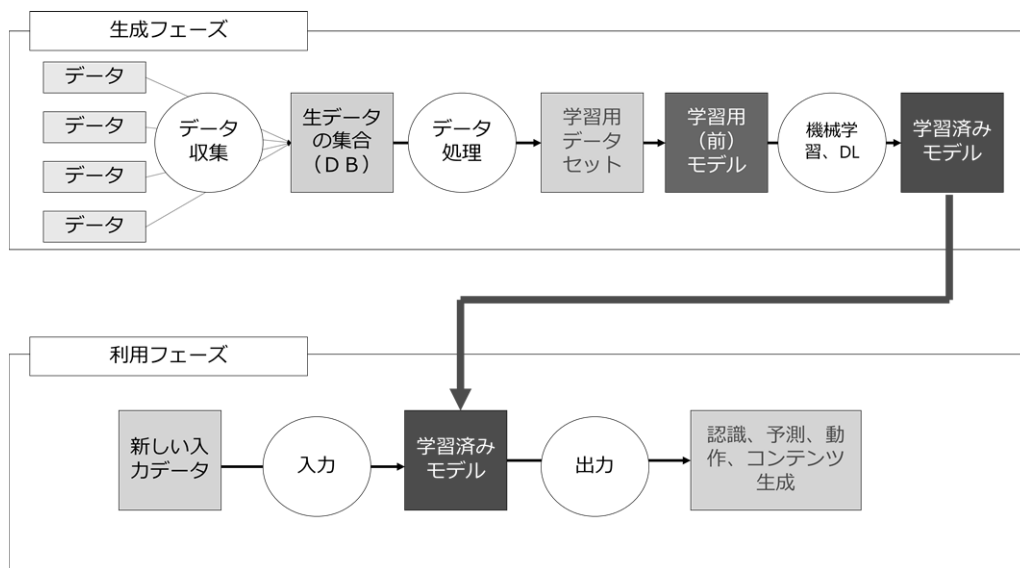
AI（人工知能）¹と知的財産権



弁護士 柿沼 太一

第1 AIと法律・知財に関する問題領域の概観～ AIの適法な生成、保護、活用、法的責任～

筆者はAIと法律・知財についてのセミナーなどを行う際には、以下の図を用いて問題領域の全体像をまず説明することになっている。



AIについては、大きく分けると「生成フェーズ」と「利用フェーズ」が存在する。

「生成フェーズ」とは、データを用いて学習作業を行って学習済みモデルを生成するフェーズ、「利用フェーズ」とは生成された学習済みモデルを用いて目的とする処理（たとえば画像認識や予測、機械翻訳やコンテンツ生成）を行うフェーズである。

そして、AIと法律・知財に関する論点もこの両フェーズに対応して存在し、「生成フェーズ」に関しては「様々なデータから適法にAIを生成する方法」「生成された学習済みモデルの帰属」「学習済みモデルの保護方法」が問題となり、「利用フェーズ」においては「AI生成物の保護方法」「AI利用によって損害が発生した場合の法的責任」が問題となる。

1 本稿においてAIとは、いわゆる「弱いAI」（特定の問題解決に特化したAI）を前提としている。

以下各論点について簡単に説明する。

▼ 様々なデータから適法にAIを生成する方法

AIの生成には一般的には大量のデータが必要であるところ、当該データには第三者が何らかの法的権利（著作権、肖像権等）を有していたり利用に関して様々な法的規制が存在するもの（個人情報など）が存在する。AIを生成する際にそれらのデータを適法に利用するにはどうしたらよいかというのがここでの問題である。

例えばこのような問題である。

- ・ WEB上の無数の画像データを利用して学習用データセット及び画像認識用モデルを適法に生成するにはどうしたらよいか
- ・ WEB上の無数の画像データを利用してモデル生成のための学習用データセットを生成し、ネットに公開したり不特定の第三者に販売する行為は適法か
- ・ 医療用読影AIのために、大量の医療画像を利用して、学習用データセット及び画像認識用モデルを適法に生成するにはどうしたらよいか

▼ 生成された学習済モデルの帰属

共同開発契約を締結した上で、先方から生データの提供を受けて当社においてモデルを生成することになっているが、生成されたモデルの帰属や利用方法についてどのような契約交渉をしたらよいか。

データの収集から加工、学習済みモデルの生成までを1つの事業者が行う場合もちろんあるが、現在ではデータを保有している企業（以下「データ保有企業」という）が学習済みモデルを生成する企業（以下「AI生成企業」という）に学習済みモデルの生成を委託することの方が多と思われる。たとえば医療用の読影AIを生成する場合、大量の医療用画像データが必要となるが、それらの医療用画像データを保有している医療機関自らが学習済みモデルを生成するのではなく、AI生成企業に当該データを提供して学習済みモデルを生成して貰うことになる。

そのようにデータ保有企業とAI生成企業が異なる場合、生成された学習済みモデルがどちらの当事者に帰属するのかというのが「生成された学習済モデルの帰属」に関する問題である。

この問題は実務では非常にシビアな問題であり、精度が高い学習済みモデルができたときほど問題が先鋭化する。学習済みモデルの生成作業を委託するに際して何らかの契約を締結するのが通常であることから、当該契約の中で「生成された学習済モデルの帰属」についての各種条項を定めるべきなのだが、実際には明確に定められていないことのほうが多い。あるいは明確に定めようとすると契約締結交渉に非常に時間がかかる。

▼ 学習済みモデルの保護方法

深層学習（DL）によりAIを生成する際には、大量の生データを用いて学習用データセットを生成し、当該学習用データセットを用いてDLを行って学習済みモデルを生成する。学習済みモデル生成のためには質の良いデータセットと強力な計算資源が必要であるため、AIの中核的価値は学習済みモデルにあると言ってよい。

したがって自ら、あるいは外注して生成した学習済みモデルを、どのように保護するかはビジネスにおいて非常に重要な課題となる。たとえば以下のような問題である。

工場用ロボット操業用の学習済みモデルを生成したうえでロボットに組み込んでメーカー X社に納品したが、X社の担当役員によりモデルごとロボットが持ち出されてZ社に持ち込まれ、Z社により同じモデルを組み込んだロボットが販売された。どのように対処したら良いか。

後述のように学習済みモデルを知的財産制度によって保護するにはいくつかの難問があるため「技術」「契約」「法律（知的財産制度）」によって総合的に保護することを考えなければならない。

▼ AI生成物の保護方法

- ・過去3年分の自分の詳細なライフログ、その日の自分のスケジュールや外部環境（天気、温度、湿度等）を元に、「ボタンを押せばその瞬間最も自分が心地よく感じる音楽」を自動生成する音楽生成AIを自分のためだけに作成した。毎日快適に使っており、AIが生成した音楽のうち気に入ったものについては自分のブログにアップしていた。そうしたところある日、自分のブログにアップしたAI生成音楽が無断で他の人のブログに転載されているのを発見した。どのように対処したら良いか。
- ・過去の金相場の値動きデータや、相場に影響を及ぼす可能性のあるデータを元に、金相場を予測する高精度の投資アドバイス用AIを開発した。クラウド上でサービスを提供することとし、利用契約を締結した会員のみが限定してアドバイスを受けられるようにした。しばらくして同種のサービスを提供する競合サービスが現れたが、当社のAIによるアドバイスと全く同一であり、当社AIによる出力結果のみをどこからか入手して利用していると思われる。どのように対処したら良いか。

AIが自動生成した生成物が法的に保護されるか、がここでの論点である。

絵画や音楽、ロゴ、テキストなどをAIが自動生成するサービスが近時爆発的に増えているが、そのようないわゆるコンテンツに限らず、何らかの判定・判断・提案結果などをAIが生成することも当然ありうる。

したがって「一定の入力に基づき、学習済みモデルが出力したもの」という意味でのAI生成物の保護が問題となる。

▼ AI利用によって損害が発生した場合の法的責任

- ・サザエさん風キャラ生成用AIを作成するためにサザエさんの全てのキャラクターと全ての漫画作品をデータとして用いて学習済みモデルを生成した。完成したAIをWEBサービスとして公開し、利用者Aがキャラ作成の指示をしたところ、偶然「アナゴさん」に酷似したキャラクターが生成された。この場合、Aは当該キャラを利用できるのか、またAIをWEBサービスとして提供している事業者は著作権侵害等何らかの責任を負うのか。
- ・医師が利用した読影AIがガンを見落とし、その後ガンが発見された際には既に治療のしようがない手遅れ状態になった場合に、医師やAIメーカーは患者に対して責任を負うのか。

AIの利用によって損害が発生した場合に法的責任を負うのは誰なのかという点はAIの社会実装において非常に重要な論点である。よく論じられるのは自動運転であるが、私が相談されることが多いのは上記のようなケースである。